

(法第10条第1項関係様式例)

## 設 立 趣 旨 書

### 1 趣 旨

愛媛県では、まだまだ社会における動物愛護活動が理解されていなかったり、モラルなき飼い主による犬猫の遺棄が後をたちません。また、犬猫を虐待する事案なども発生しております。

そのような社会のなかで、私たちは犬猫の保護活動を通じて、真に犬猫と人間とが幸せに共存できる社会を模索しています。

これまで私たちは、不幸な行き場のない県内外の犬猫を、保健所や動物愛護センター、市民相談などを通じて、引き受け保護してきました。

そこで感じたのは、この社会問題を解決するため、動物愛護活動家自らが、率先して行動する必要があるということでした。

具体的には、動物愛護活動家自らが情報を発信するとともに、社会に対して、市民どうしの情報交換の促進を図ることから始めるということです。

そして、より住みやすい地域社会を動物愛護活動を通じて実現できるという強い思いを持つに至りました。

このような動物愛護啓発活動により、犬猫の殺処分を減らし、収容された犬猫の殺処分を減らしたいとの思いを持つ市民の情報交換を図り、広め、協力して取り組む活動により生命の大切さを伝え、人と動物が共生できる社会の実現を目指していこうと覚悟を新たにしています。

### 2 申請に至るまでの経過

本会は、2019年頃から、現在の任意団体の代表者である越智美智子が個人で動物愛護のボランティア活動を開始し、その活動に共感した仲間とともに、2023年9月1日、「犬猫ライフ西条」という名称で、任意団体を設立して、活動を続けているというのがこれまでの経緯となります。

本会は、メンバーで協力して保健所や動物愛護センターへ持ち込まれた犬猫たちを引き取り、医療にかけて里親探しを行なっています。現在まで、本会では犬272頭、猫95頭を保護し里親へ繋げ、また譲渡の困難な老犬などは、終生飼育をしています。

地道な活動を通じて、支援や協力してくれる人も徐々に増え、法人化することにより、組織的に、この動物愛護活動をさらに発展させていきたいと思っています。

そのような思いから、特定非営利活動法人犬猫ライフを設立するものです。

令和7年2月20日

特定非営利活動法人犬猫ライフ  
設立代表者氏名 越智 美智子

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 2部作成する。